

訴 状

令和5年8月4日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 川 上 大 雅
同 代理人弁護士 矢 嶋 史 音



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 1860万7017円
貼用印紙額 7万7000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、1860万7017円及びこれに対する令和5年6月29日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

本件は、札幌中税務署が原告への法人税の課税について、根拠がないにもかかわらず原告代表者への認定賞与を作出したり、税理士

の関与排除を条件に法人税額を1億7726万6761円から8203万3513円へ9523万3248円の値引きをするよう唆したり、原告が税務署の提案した案での修正申告をしなければ原告グループのフランチャイジーである者の個人資産が差押えられる等の言動で脅迫をするなどして、税務署が自認しただけ限りでも少なくとも税額1546万3813円にも及ぶ事実無根の修正申告をするように迫った不当課税未遂事件である。

2 当事者

原告は、飲食店経営や飲食店コンサルタントを業とする株式会社であり、洋食店「コノヨシ」のフランチャイザーである。

訴外株式会社 *terroir sapporo*（以下「テロワール」という）は、原告のグループ会社であり、洋食店「コノヨシ」の本店を経営する法人である。

訴外吉本淳（以下「吉本」という）は、原告グループに所属するフランチャイジーであり、「コノヨシ」南十二条店を経営する個人事業主である。

大箸税理士及び成田税理士（以下「税理士ら」という）は、本件で被告職員と令和5年3月30日より対応を行った税理士法人 *Impact* に所属する原告の顧問税理士である。それぞれ国税局にて調査官として稼働した経歴を持ち、国税局を退職後、税務調査に精通する税理士として稼働しているものである。

札幌中税務署長は、国税庁の地方機関の長として、国税の賦課、徴収という国の公権力の行使に当たる国家公務員である。そして、被告の調査担当者は、札幌中税務署法人課税部門である。なお、テロワール及び吉本の管轄税務署は、札幌西税務署であり、本件は、

札幌国税局所轄の札幌中税務署及び札幌西税務署が関与している。

3 事実の経緯

(1) 被告職員による調査の開始

原告は、平成28年7月1日から令和4年6月30日までの事業年度の各法人税について、法定期限内に各確定申告を行った。

ア 令和4年11月8日

札幌中税務署法人課税部門の職員（以下「被告職員」という）が、原告方へ無通知で臨場し、調査を開始した。

イ 令和5年3月2日

被告職員は、約4か月に及ぶ税務調査の結果として、原告に対し、調査終結に向けた修正申告の勧奨としての最終案として、二種類の加減算事項（以下「加減算事項①及び加減算事項②」という）と題する書面を提示し、税額の説明をした（甲1、甲2）。

しかしながら、その内容は、後述のとおり、税理士らの調査によって判明したものであるが、原告や当時の原告顧問税理士であるひかり税理士法人所属の谷税理士や信山税理士（以下「信山税理士」という）が提出した簿外資金の用途に関する証拠書類や原告グループの各取引を一切考慮しないものであり、実態に基づかない課税が予定されているものであった。

また、これらの加減算事項の性質として、加減算事項②は、本来はこの金額での修正申告を勧奨するものであるが、最大限納税額が少なくなるよう被告職員で考慮した結果として加減算事項①を作成したので、同内容で修正申告をした方がよいとする税額が全く異なる二種類の内容のものであった。

すなわち、本来であれば、1億7726万6761円（加減算事項②）の国税が発生するところ、被告職員が最大限の考慮をすることによって、8203万3513円（加減算事項①）の国税の納付でよいとするものであった。

その後、原告代表者は、加減算事項①に基づく税額納付のために各関係機関や、被告職員に具体的な分割方法について相談せざるを得なかった。

(2) 新たに税理士に委任する必要性が生じたこと

ア 令和5年3月16日

しかし、原告代表者は、偶然知人から紹介を受けたことをきっかけに、主として納税方法の相談が目的ではあったが、税務調査にノウハウを有する税理士らに本件を相談した。

税理士らの聞き取り調査によって、加減算事項①について疑問点および問題点がある旨が即座に発覚した。

イ 令和5年3月30日

原告は、適正な金額での修正申告を行うため、税理士らへ本件の対応について依頼をした。

そうしたところ、同日、原告代表者は、被告職員から信山税理士や税理士ら税理士を同席せずに原告代表者のみと面談を行いたいとの連絡を受けたため、同月31日に、被告職員と面談をする約束をした。

また、そのころ、原告の知らないところで信山税理士と被告職員がひかり税理士法人方で打合せをしており、被告職員が署内システムを用いて作成した、修正申告の内容がほぼすべて完成した状態の修正申告書下書きを信山税理士に交付し、同内容

で修正申告をするように指示をしていたことが後日発覚した。同内容の修正申告書下書きは、税理士らが抗議することによって被告職員が令和5年6月29日をもって明確に撤回することとなり、被告職員が自認した不当課税分その点のみでも原告の税額が1546万3813円減額とすることとなったし、後述のとおり、それほど高額な不当課税を一度は行おうとしたことについて何らの説明も謝罪もない。

ウ 令和5年3月31日

被告職員は、税理士を伴わず臨場した原告代表者に対し、要旨、信山税理士の尽力によって、本来であれば加減算事項②の内容となるところ、加減算事項①の内容での修正申告が可能となったが、今後、税理士らが関与することとなれば、加減算事項②の内容となり、金額が大幅に増える旨述べるとともに、令和5年4月3日を期限として、加減算事項①となる信山税理士か、加減算事項②となる税理士らかを選ぶか、よく考えて決めるよう指示をした。

また、原告代表者は、被告職員から、仮に加減算事項①に従わないのであれば、申告漏れを原告グループに属している吉本が個人経営しているコノヨシ南十二条店の売上除外として扱うから、査察調査が吉本に入り吉本の自宅を差し押さえられる旨の説明を受け、それを回避するためとして修正申告の強要をされた。

なお、原告代表者は、原告グループのトップである自らが責任をとって自分だけが逮捕されて、吉本さえ生き残れば原告グループの存続も可能であると考え、実態とは異なるものであったが、申告漏れとなっている売上を吉本ではなく原告の帰属と

せざるを得ないと考えるに至り、その旨を内容とした質問顛末書を被告職員の誘導のとおり作成したこともあった。原告は、被告職員によって吉本の財産が差押えられる旨の害悪の告知を受けることによって実態とは異なる内容の質問顛末書を作成せざるを得なかったが、当該質問顛末書の写し等も保有していないため、質問顛末書につき、被告において提出されたい（求釈明を求める）。

(3) 被告の調査懈怠の発覚

ア 令和5年4月3日

原告は、被告職員に対し、本件を信山税理士ではなく、税理士らへ委任したことを報告した。

イ 令和5年4月11日

本件調査の問題点として、大審税理士は、以下のとおり指摘した。

- ① 税理士法人 Impact の関与排除を求める発言、修正干渉の金額が増額する旨の発言があったことは不適切であること
- ② 簿外資産に関する領収書等の証拠書類を提出していたにもかかわらず、処分において一切考慮されておらず、全額原告代表者の認定賞与となっている等、証拠書類が隠蔽されたとしか思えず、各加減算事項が本来ありえない内容であること
- ③ 原告グループの一つである吉本が個人経営する南十二条店の帰属について、民法上の契約は全て吉本個人である上に、食品衛生法上の許認可も吉本個人であること、元々個

人で確定申告をしていることから法人の帰属として処理することは明らかに間違っていること

そうしたところ、被告職員より、以下の回答があった。

①に対しては、「税理士排除を求める様な誤解を招く不適切な発言については謝罪する。」旨の発言があった。

②に対しては、「簿外現金出納帳について、原告代表者の財布であると認定し、簿外現金出納帳に入金のあった時点で原告代表者個人のものになったと考え、すべて認定賞与処分とした。簿外現金出納帳から支出し、取得した資産や、支出した経費については、原告側へ何度お願いしても証拠書類の提出が無いことから、事実を確認できなかった。」旨の説明があった。

③に対しては、「原告代表者個人から原告の帰属にしてほしい旨のお願いがあったため、そのように判断した。」旨の説明があった。

そのほか、「加減算事項①は、推計で仕入と経費の認容を立てる等、調査終結のための大人の対応をしてある。」旨の説明があった。

しかしながら、③については、原告代表者がその発言を撤回する旨を説明するとともに、そのように発言した理由として前述のとおり、「被告職員から説明を受けていた信山税理士から『査察調査に切り替わるかもしれない、逮捕者が出るかもしれない』と発言があり、強迫観念から原告グループ全体を守るため自分が犠牲になれば良いと考えた。被告職員から『吉本さんの申告漏れということになると吉本さんの新築した自宅がすぐに差押えになる』『会社で処理したほうが、税金が安くなる』と発言があり、吉本の家族を守るためにも会社の帰属にしてくだ

さいとお願いした。」と、質問てん末書に録取された内容について事実と異なっていたことを説明した。

原告代表者は、税務署である被告職員が誤った対応をするはずがないとの信頼のもと、自身の認識とは異なるが、被告職員から言われるままの要求を飲まないで原告グループのフランチャイジーである吉本が個人財産を差押えられたり逮捕されたりするなどと思っていたことから修正申告の勧奨に応じようと検討していたが、税理士らの追及によって、実際には単なる調査懈怠であったと認識するに至った。

(4) 原告の具体的な対応

税理士らは、原告グループの実態の把握をするとともに、原告グループに係る税務申告の処理に着手をした。

ア 令和5年4月26日

まず、税理士らは、札幌西税務署へ吉本個人の令和4年分の確定申告を提出した。

イ 令和5年4月27日

税理士らは、被告職員へ、以下の問題点の指摘及び報告を行った。

- ① 本来、税務調査を行う場合には、国税庁長官が発出した「署課税部門における争点整理表の作成及び調査審理に関する協議・上申等に係る事務処理手続について（事務運営指針）」（以下「争点整理表指針」という）通達（甲3）において規定されているとおり、十分な証拠収集等に基づく争点整理をしなければいけないにもかかわらず、本件ではこれがされておらず、被告の調査事務運営に問題があるこ

と

- ② 原告に対し、不当な課税を強行しようとしたこと及び強迫的な質問調査、証拠書類の隠蔽等の事実について、事実を確認した上で、事実の釈明と被告税務署長等署幹部からの正式な謝罪を求めること
- ③ 税理士らは、被告職員が約半年間行ってきた調査をすべて否定するつもりはなく、基本的には尊重し、証拠書類の内容や事実に沿った形で、本件の処理を進めていくこと
- ④ 吉本の令和4年分確定申告書について、コノヨシ南十二条店の正しい売上金額（除外前）を計上して、令和5年4月26日付で提出したこと

また、そのほか、税理士らは、被告職員に対し、原告グループの簿外現金出納帳の分析書類、簿外アルバイト給与の支給明細、簿外現金出納帳から支出して取得した資産の領収証等を提出した。

これらの指摘に対し、被告職員からの返答は特段なかった。

同日、大箸税理士は、本件はもとより、御庁へ別訴を提起している北祥株式会社の件を含め、そのほかにも顧問税理士として税務調査対応を行っている法人についても同様の不適切な調査事務処理が多発していたことから、札幌中税務署の上級庁である札幌国税庁に対し、本件らについて点検と見直しを求める上申書を提出した（甲4）。

- (5) 被告職員が、争点整理等何らの対応を行おうとしなかったこと

ア 令和5年5月12日

税理士らは、被告札幌中税務署より、「札幌国税局と協議を行

ったが、何らの謝罪を行わない。」旨の回答を得た。

また、札幌中税務署と協議をした被告札幌国税局からも、「札幌中税務署と協議を行ったが、何らの謝罪も行わない。今後の対応についても説明することもできないし、私の力不足である。」旨の回答を得た。

イ 令和5年5月16日

税理士らは被告札幌西税務署に対し、原告グループであるテロワールについて、その当時維持されていた加減算事項①について、以下のとおり問題点がある旨指摘した。

- ① 給与認容している者について出向売上の計上がされていないこと
- ② データで提出済みの総勘定元帳を検討すれば、簡単にわかる仕入・経費の認容処理がされていないこと
- ③ 処分について、すべて原告代表者個人に対する認定賞与となっている等、ありえない処理となっていること
- ④ 加減算事項①の内容について、札幌西税務署の調査であるから、処分権者は札幌西税務署長であるが、同署における争点の整理状況、チェック及び審理的な確認を誰が行ったのか説明すること

また、被告札幌中税務署に対しても、札幌西税務署にしたのと同様の説明を行うとともに、「FAREASTグループ取引検討表」と題する原告グループの簿外現金出納帳を検討した資料を提出し、本件の解明に資する情報提供を行った（甲5）。

さらには、被告職員は原告グループの実態を何ら把握していなかったため、原告グループの全体の調査のために現時点での調査不足の事項を具体的に指摘し、証拠提出の協力を行って

くため、令和5年6月末までに修正申告の提出をすることができよう被告職員においても検討をされるよう要請した。

(6) 被告職員の拒絶の開始

税理士らは、原告からの税務調査対応受任当初より直ちに加減算事項①が不当な課税であることに気づき、被告職員へ前述のとおり再三の申し入れを行ってきた。

ア 令和5年5月26日

税理士らは、被告職員に対して原告グループの売上漏れ金額の確定をするために原告グループの店舗別、各月の売上漏れ金額の一覧表の提供及び各数字の確認並びにすり合わせを行いたい旨の申し入れを行ったが拒絶された。

イ 令和5年6月1日

その後も、大箸税理士より被告職員へ架電をして当月中の大箸税理士の都合がつく日を提案の上、原告の書類の内容を確認したり、当初指摘された点に関してヒアリングを受けたりする準備があること等を伝えたが、拒否された。

ウ 令和5年6月8日

また、再度被告職員へ修正申告の提出に向けたすり合わせを行うための架電を行ったところ、原告代表者の同行を条件に、同月21日に打合せをできることとなった。

(7) 被告職員による不意打の更正処分

ア 令和5年6月21日

大箸税理士が原告代表者を同行せずに信山税理士とともに臨場したところ、被告職員より、原告代表者が同行しなかったこ

とについて抗議を受けた。

大箸税理士は、このような被告職員の態度について、被告職員が抗議を行った理由は、同日に更正処分をするための手続きとして「納税義務者」である原告へ「調査結果の内容を説明」（法74条の11第2項）しなければならないところ、原告代表者が同行しないこととなれば、調査結果の内容を説明できず、同日にそのまま更正処分をすることができないことを避けたかったからではないかと推察する。

大箸税理士は、同日の面談を、新たに確認し提出した「仕入れ及び経費の減算処理に関する検討資料」書類をもとに修正項目のすり合わせを行うための日程と認識していたし、信山税理士を通して従前の税務申告の問題点等を指摘したいと考えたが、前述のとおり、被告職員は更正処分をするための手続きを行うための日程としたかったようで、大箸税理士が持参した資料や説明した内容について、何らの確認をしようとしなかったし、信山税理士の説明も聞き入れることはなかった。

解散後、被告職員より原告及び大箸税理士に対し、同月29日に調査結果の内容を説明することの架電があったため、原告代表者ではなく、大箸税理士が調査結果の内容の説明を受ける手続きの特別の委任を受けたから、原告代表者を同行せずに大箸税理士が説明を受ける旨を報告した。

イ 令和5年6月29日

大箸税理士は、被告職員より、「調査結果の内容」の「説明」（法74条の11第2項）を受けた。

新たな加減算事項（以下「加減算事項③」という）が示され、もともと被告職員が示した加減算事項①から税額が1546万

3813円、加減算事項②から税額が1億1069万7061円もの減額がされた6656万9700円が税額となっており、被告職員が1546万3813円または1億1069万7061円もの不当課税を行おうとしたことを自認していたことが発覚した（甲6）。

しかし、被告職員からは、「この内容（加減算事項③）で更正処理をする。」と説明があり、大箸税理士が理由を問いただしても、「以前大箸税理士が不当課税に関して正式な謝罪が無ければ更正していただくしかない、と発言していたことを重く受け止めた。」としか回答されず、修正申告の勧奨をしない理由は示されなかった。

また、要旨、同年4月11日の謝罪（税理士らの排除を求める発言のみ）にてすべての謝罪が終了しており、今後、その予定はないこと、更正処分を行う予定であること、仮に調査結果に不服があるのであれば、不服審査の手続きによって争ってもらいたい旨の説明を受けた。

これに対して、大箸税理士は、同年6月21日に提出した資料、簿外現金出納帳に記載がある本店改修費用等が一切調査結果に反映されていないこと、原告は令和5年6月中に修正申告を行う準備があること等を伝え、再三にわたって同年6月末までに修正申告を行う意向があることについては伝えていた。

大箸税理士は、その直後に原告代表者に被告職員との折衝の結果を伝え、修正申告をすることを決定し、同日15時ないし15時45分頃、電子申告システムを用いて、被告職員へ伝えていた通り、原告を含む原告グループの修正申告の提出を一斉に行った（甲7）。

修正申告後、大箸税理士が被告職員に対して修正申告を行った旨の連絡をしたところ、本来であれば、「税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正」（法24条）しなければならず、かつ、その更正通知書には「その更正前の標準税額等及び税額等」（法28条2項1号）を記載しなければならなかったにもかかわらず、被告職員は、修正申告の内容を調査せず、かつ、法定により求められる事項を記載せず、同日16時頃の電話にて、更正通知書を送りたい旨の発言をした。

同日17時頃、被告職員は実際に原告方へ臨場し、更正通知書を持参し、原告はこれを受領した。

4 責任原因

(1) 「公権力の行使」にあたること

被告職員は、「公務員」である。

そして、「公権力の行使」とは、公務員によって行われるもののうち、純然たる私経済作用を除くその余の作用のことであり、権力的作用のほか非権力的作用も含まれる。

請求の対象となる本件行為は前項のとおりであるが、以下のとおり改めて整理する（以下、個別の行為を「本件行為①」等という）。

- ① 令和5年3月2日、被告職員が、原告代表者に対し、調査終結に向けた修正申告の勧奨としての最終案として、二種類

の加減算事項と題する書面を提示するとともに、二種類の税額の説明をしたこと。

- ② 同日、被告職員が、原告代表者に対し、何らの根拠がないにもかかわらず1億7726万6761円もの国税が発生することを加減算事項②を提示にするとともに説明したこと。
- ③ 同日、令和4年12月5日ないし令和5年3月2日までの被告職員による調査において、原告が簿外資産に関する領収書等の証拠書類を提出していたにもかかわらず、処分において一切考慮されておらず、全額原告代表者の認定賞与となっている等、証拠書類が隠蔽されたと思えず、各加減算事項が本来ありえない内容であったこと並びに原告の備付帳簿である総勘定元帳について確認が不十分で、関与したひかり税理士法人が売上除外の隠蔽のために行った「仕入及び経費の不正な減算処理」について、解明できていない内容であったこと、原告グループ間の取引が存在しているにもかかわらずその旨の記載が一切ない内容であったこと及びこれらの調査懈怠の内容に基づく税額を原告代表者へ示したこと。
- ④ 同年3月31日、被告職員が、原告代表者に対し、今後、税理士らが関与することとなれば、加減算事項②での内容となり、税額が大幅に増える旨述べるとともに、同年4月3日を期限として、加減算事項①となる信山税理士か、加減算事項②となる税理士らを選ぶか、よく考えて決めるよう指示をしたこと。
- ⑤ 同年3月31日、被告職員が、原告代表者に対し、仮に加減算事項①に従わないのであれば、申告漏れを吉本が個人経営しているコノヨシ南十二条店の売上除外として扱うから、

吉本に査察調査が入るとともに吉本の自宅が差し押さえられる旨の害悪の告知し、修正申告の強要をしたこと。

⑤ 同年6月29日、被告職員が、原告が委任をした大審税理士に対して、もともと被告職員が示した加減算事項①から税額が1546万3813円、加減算事項②から税額が1億1069万7061円もの減額がされた6656万9700円が税額となっている加減算事項③を示したことによって発覚した、同年3月2日に被告職員が、原告に対し、1546万3813円または1億1069万7061円もの不当課税を行おうとした行為。

⑥ 同年6月29日、被告職員が、原告に対し、調査結果の内容の説明や修正申告の勧奨もなく、原告が約2時間前に提出した修正申告の内容を一切検討せず、更正処分通知書を送付したこと。

本件行為①ないし⑥は、いずれも、被告職員によって行われたものであり、当然「公権力の行使」にあたる。

(2) 違法性

違法とは、当該公務員の行為につき、公権力発動の要件を欠如していたことをいう。

本件において、本件行為①は、本来、税務調査による修正申告の勧奨としての税額は1つしかあり得ないからその税額を指し示すべきであるところ、被告職員は納税者である原告に対し、これがまるで二種類存在するかのようにより詳細な数字が書いてある全く同じ書式の加減算事項と題する書面を指し示し、この二種類のうちいずれかの税額になる旨の説明をした。

税務調査の権限を有する税務署の担当調査官が修正申告の勧奨

をするにあたり指し示す調査の結果としての税額は、当然に納税者にとって極めて高度に信用性を有する数字であり、誤りが含まれないものと認識するものである。そうであれば、二種類の税額ともに課税される蓋然性が高い数字であるとも認識するものであるから、その行為のみをもってしても納税者への混乱を招き、かつ、後述のとおり、その二種類の税額は、納税者に税務調査とは全く無関係の条件を示してより低い税額に誘導するための方便として利用されることもあるから、特段の理由なく二種類の税額を示す行為は予定されていない。

したがって、複数の税額を指し示す行為自体が修正申告の勧奨という公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

本件行為②は、本来、修正申告の勧奨をする場合には、税務調査によって得た根拠に基づいてその税額を示すべきであるところ、何らの根拠にも基づかない被告職員による思い付きの数字としか言いようがないものであった。

現に、二種類の加減算事項と題する書面が交付され、被告職員が加減算事項②ではなく加減算事項①の内容で修正申告をすることが可能であるかのような発言をしていることから、加減算事項②の数字は調査結果に基づかない虚偽の内容であることがうかがえる。

したがって、根拠に基づかない修正申告の勧奨は、公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

本件行為③は、本来、国税局は税務調査を行う場合には、争点整理表指針（甲3）において規定されているとおり、十分な証拠収集等に基づく争点整理をしなければいけないにもかかわらず、本件ではこれがされていなかった。

すなわち、争点整理表指針では、「調査担当者は、調査に当たり」「課税要件を認定するための事実とその証拠の内容、納税者の主張等を整理し」なければならない（甲3、Ⅱ1(1)第1段落）としているが、被告職員は、本件について原告より提出された証拠としての資料（簿外資産に関する領収書、原告の備付帳簿である総勘定元帳）や、原告グループの取引の実態としての主張を確認したり聞き入れたりすることがなく、加減算事項①及び加減算事項②を作成し、修正申告の勧奨を行った。

そして、税理士らへ担当税理士が変更後も、原告グループの売上漏れ金額の確定をするために原告グループの店舗別、各月の売上漏れ金額の一覧表の提供及び各数字の確認並びにすり合わせを行いたい旨の申し入れを行ったが、これらも拒絶され、結局、争点整理の前提となる行為すら許されることはなかった。

したがって、争点整理表指針に基づかない調査行為は、公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

本件行為④は、本来、税務調査においては、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」（税理士法1条）税理士を納税者が委任をし、もつて納税者が不当な扱いを受けないとする権利利益が保護されているから、税理士を排除してはならないことは当然であり、税理士を排除することによって不利益な税額が課されるような発言をしてはならないにもかかわらず、被告職員は、税理士らを排除しなければ約1億円もの税額が増える旨の説明をし、税理士らを排除するよう求めた。

したがって、税理士を排除するにとどまらず、税理士を排除し

なければ本来支払う必要がない約1億円もの税額を負担させようとする行為は、公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

本件行為⑤は、本来、税務調査においては、修正申告が原則撤回できない性質であることに鑑みて、修正申告の勧奨をする場合には、最終的な調査をし、確定した税額に基づく数字にて行わなければならないところ、被告職員は、同年6月29日に、同年3月2日の時点で示した最終案としての加減算事項①及び②を撤回しており、1546万3813円または1億1069万7061円もの減額をしたから、加減算事項①及び②は確定した金額ではなかった。

原告代表者は、同年3月6日頃には加減算事項①の内容で税金を支払う旨の覚悟を決めて、実際に同月8日に被告税務署徴収部門へ分割納付の支払い方法の相談に行っていることから、加減算事項①の金額を確定した金額として扱わざるを得なかった。

したがって、確定していない調査において実際に変更された高額な税額で修正申告の勧奨をする行為は、公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

本件行為⑥は、本来、国税局は更正処分を行う場合には、調査終了の際の手續として法74条の11に規定された調査結果の内容を説明することについて「調査手續の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（以下「調査手續指針」という）（甲8）に定められた内容に沿って調査結果の説明を行い、修正申告の勧奨をしなければならないにもかかわらず、これを一切行わなかったし、更正処分に際して法令（法24条）が求める調査や更正通知書に記載すべき事項の掲載をするべきであったにもかかわらずこれをしなかった。

すなわち、調査手続指針では、調査結果の内容の説明等として、「非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者の理解が得られるよう十分な説明を行う」（甲8、第2章4(2)）と規定されているが、本件ではこれが一切なかった。

さらには、「更正決定等をすべきと認められる非違の内容の説明をした場合には、原則として修正申告又は期限後申告を勧奨することとする。」（甲8、第2章4(3)）としており、更正処分の前に修正申告がなされることが予定されているから、修正申告の勧奨をし、その修正申告の内容をまずは尊重すべきであったし、本来であれば、「税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正」（法24条）しなければならず、かつ、その更正通知書には「その更正前の標準税額等及び税額等」（法28条2項1号）を記載しなければならなかったにもかかわらず、被告職員は、修正申告の勧奨をすることもなく、まずは尊重すべき修正申告の内容を調査せず、かつ、法定により求められる事項を記載せず、更正処分通知書を送した。

したがって、調査結果の説明をせず、修正申告の内容を調査せず、かつ法定事項を記載しないでした更正処分行為等は、公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

(3) 故意または過失

特に過失とは、当該公務員における客観的注意義務に違反する

ことである。

本件について、被告職員は、本件行為①及び②について、納税者に対して、税務調査の結果として複数の税額や、根拠に基づかない税額を示してはならないことは当然知っていたはずであるから故意があるし、少なくとも、複数の税額しか算出できないのであれば、再調査の上一つの税額に絞るべきという客観的な注意義務に違反しているため、過失がある。

また、加減算事項③が示されることによって、加減算事項①及び②が虚偽であったことが被告自身において自認することとなったから、この点においても調査未了の状態での修正申告の勧奨をしてはならないという注意義務に違反しているから、過失がある。

本件行為③については、原告から提出された資料や原告がグループとして取引を行っている旨の発言が再三行われたから、これらの事実が存在していたことは当然知っていたはずであるから、この点を税務調査による結果において一切触れなかったことは故意があるし、仮に検討対象となる帳簿の読み方やグループ間取引の実態の把握方法を知らなかったとしても、通常税務署が有する調査能力が欠如しているから、客観的な注意義務に違反しているため、過失がある。

本件行為④については、納税者は、税務調査において税理士の立ち合いが認められていることは当然であるところ、これを排除することはもちろん、その排除をしなければ納税者にとって不利益な扱いをするような発言をすることは、要求の内容が実現されるようにしたこと自体に当然故意があり、過失の主張をするまでもない。

本件行為⑤については、納税者に対して修正申告の勧奨に従わ

ない場合に、実態と異なる課税に基づき生じる害悪を告知してこれをさせようとしてはならないにもかかわらずこれをさせようとしたことに当然故意があり、過失の主張をするまでもない。

なお、加減算事項③が示されることによって、加減算事項①が虚偽であったことが被告自身において自認することとなったから、この点においても実態と異なる課税をしようとしたことについては、故意または少なくとも過失があった。

本件行為⑥については、納税者に対して、調査終了の際にはその内容について説明をし、修正申告がされた場合には法定の手続きに乗っ取って更正処分をしなければならないことを当然認識していたであろうから故意があり、かつ、少なくとも、法定の手続きをとるためにその都度法令が求める手続きを確認しなかったであろうから、客観的な注意義務に違反しているため、過失がある。

したがって、本件行為①ないし⑥には、故意があるし、少なくとも過失がある。

(4) 小括

損害については次項のとおりであるが、以上のとおり、本件行為①ないし⑥は、国家賠償法1条1項に規定する要件事実を満たす。

5 損害の内容及び金額

(1) 税理士費用

1691万5470円

原告は、被告職員からの本件行為の対応をするために税務調査にノウハウを有する税理士らに依頼せざるを得なかった。

そして、税理士らの交渉によって実際に被告が提示した税額よ

りも減少することによって不当課税を回避することができたが、そもそも、被告が架空の事実に基づいた修正申告を強要しなければ発生しない損害であった（甲9）。

したがって、本来であれば支出の必要がなかった税理士費用169万5470円は、本件行為によって生じた損害である。

(2) 弁護士費用 169万1547円

弁護士費用は、原告の請求額の1割である金169万1547円が相当である。

(3) 合計額 1860万7017円

以上の合計額は、1860万7017円である。

第4 結語

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、1860万7017円及びこれに対する令和4年12月21日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

第5 関連事実

原告代表者が代表取締役を務めるテロワールについても、原告グループの関係法人として被告職員による本件と同様の不当課税未遂事件が発生している。

本件について、原告は、その説明や謝罪を強く求めていたが、被告職員から虚偽の認定賞与を認定され複数の税額を同時に示した行為、虚偽の供述調書を作成された行為、被告自身が自認した架空の数千万円にも及ぶ課税未遂行為等についての一切の説明や謝罪が現時点までされていない。

したがって、原告は、被告の本件を何事もなかったようにする態度を通じて、被告が今回のような不当課税未遂行為について何らの反省をしたり不手際を検証したりしなければ、現在および今後も同一の管内において同様のことが行われるのではないかと懸念があり、納税者の一人としてその責任を自覚させる必要性を強く実感したため、本件訴訟を提起するに至った（甲10）。

証 拠 方 法

証拠説明書の通り。

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各1通 |
| 3 | 資格証明書 | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |

別紙

当 事 者 目 録

〒060-0053 札幌市中央区南三条東一丁目4-2
原 告 FAREAST EATING株式会社
上記代表者代表取締役 古 野 生 真

〒001-0023 札幌市北区北23条西8丁目3番33号
coneco bld. 1階
札幌北商標法律事務所（送達場所）
上記訴訟代理人弁護士 川 上 大 雅
同 訴訟代理人弁護士 矢 嶋 史 音
電話 011-700-0700
FAX 011-700-0701

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号
被 告 国
同代表者法務大臣 齋 藤 健

以上